

# 65 歳以上の方の保険料の納め方

納め方は受給している年金<sup>※</sup>の額によって 2 通りに分かります。

※受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

## 年金が年額**18万円以上**の方

→年金から**《天引き》**になります（特別徴収）

- 保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）に年6回に分けて天引きになります。

65歳以上の方の保険料は、6月以降に確定します。そのため、4月、6月、8月は、暫定的な額での徴収（仮徴収）となります。



- 特別徴収の対象者として把握されると、早くて6カ月後から保険料が天引きになります。  
年金から天引きになる方には、市から事前に「特別徴収通知書」が送られますので、金額や天引きされる月日等をご確認ください。

## 年金が年額**18万円未満**の方

→**《納付書》**で各自納めます（普通徴収）

- 市から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関で納めます。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**介護保険料の口座振替が便利です。**

### 手続き

- ①通帳、印かん（通帳届出印）を用意します。
- ②取り扱い金融機関で「島田市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

！本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

- 年度途中で保険料が増額になった。

→ **増額分を納付書で納めます。**

- 年度途中で65歳になった。
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった。
- 年度途中で他の市区町村から転入した。
- 保険料が減額になった。
- 年金が一時差し止めになった。 など

→ 原則、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね6カ月後から天引きになります。  
**それまでは、納付書で納めます。**